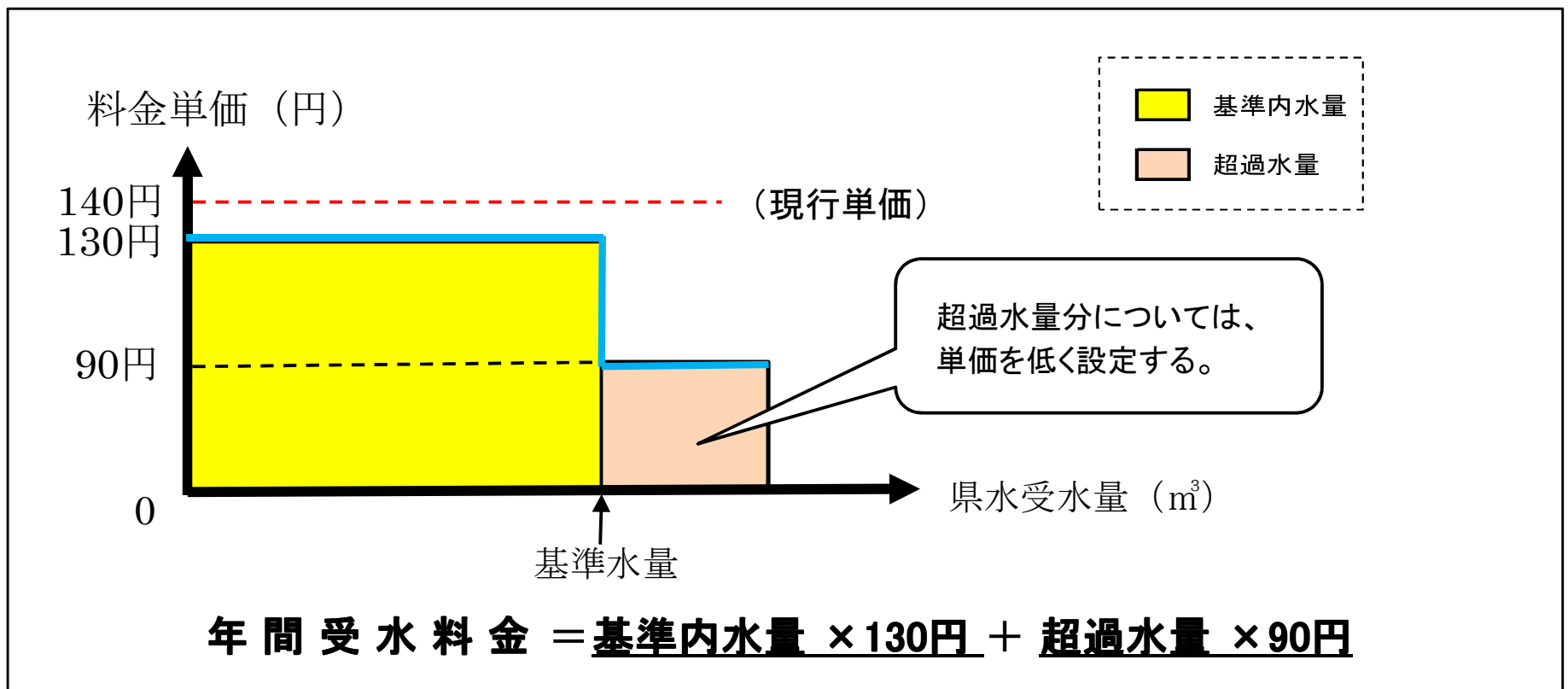


## ○新料金体系コンセプト

- ・ 水需要の動向に対応した更新改良の抑制や、さらなる経営努力により、市町村の受水費を軽減するため、料金単価を全体的に引き下げる。
- ・ 一定の基準をクリアすればさらに安価となる仕組みとする。
- ・ 自己水か県営水道かの選択を容易に判断できる体系とする。

## ○ 料金計算方法



## ○ 基準水量の設定

### ・基準水量

⇒直近4年の市町村ごとの実績1日最大給水量(平均)に、市町村から提出された水需給計画に基づく計画県水率を乗じた水量。

※県は、市町村から提出された『昭和61年水需給計画』に基づいて、現有施設を整備。

$$\text{基準水量} = \text{実績1日最大給水量} \times \text{計画県水率} \times 365 \text{日} \times 70\%$$

(過去4年平均)

$$\text{○計画県水率} = (\text{昭和61年水需給計画値}) \text{計画1日最大県水量} \div \text{計画1日最大給水量}$$

\* 昭和61年10月に市町村から提出のされた水需給計画に基づき、昭和62年3月に覚書を締結。

\* 昭和56年2月19日 県営水道に関する協定書 (抜粋)  
(年間申込受水量)

第2条 乙は毎年度、年間の受水量の申込みに際し、その年度の1日最大受水量を併せて申込みものとする。  
年間申込受水量は、1日最大申込受水量の**70%の365倍**以上とする。 ※乙:市町村